

自治会に加入して安全・安心なまちづくりを

◎自治会活動の基本は、安全・安心なまちづくり

自治会は、住みよい地域社会をつくるため、警察署・消防署・防犯協会・交通安全協会などと協力して、次のような取り組みを行っています。

- *歳末防犯防火パトロール
- *年末の交通安全故防止運動
- *歳末たすけあい募金活動など



◎加入して、互近助づきあいを

自主的な組織である自治会に加入して、防犯・防災、環境美化、親睦・交流などの活動に参加しませんか。一緒に活気あふれる地域をつくりましょう。



お住まいの区域の

総務大臣表彰

市長として、多年にわたる地方自治の発展に貢献されました。

北川穰一さん(東町)

自治会が分からない方は、市役所市民活動推進係へ問い合わせてください。

自治会活動について詳しくは、自治会連合会ホームページへ。

http://www.akishima-jichiren.jp/を閲覧ください。

☆詳しくは、自治会連合会事務局(市役所市民活動推進係内)へ。

おむつをゴミに出す方法を変更

おむつは市指定のおむつ袋に入れた場合、無料で収集しています。

これに加えて、1月4日から、透明または半透明の袋(レジ袋も可)に入れた場合も、無

料で収集します。

袋に、油性ペンなどで「おむつ」と書いてください。おむつ以外は入れないでください。

☆詳しくは、清掃センターへ。541-342へ。



小学生の手作りたこを展示

各地区委員会で選ばれたたこを、市役所市民ロビーで展示します。

◇日時 次の期間(平日のみ)の午前8時30分～午後5時

- *12月26日(月)～28日(水)、1月4日(水)～11日(水)＝中神小、光華小、成隣小、拝島第一小
- *1月26日(木)～2月3日(金)＝東小、共成小、富士見丘小、武蔵野小、玉川小、つ

つじが丘小、田中小、拝島第二小、拝島第三小(1月15日の新春たこあげ大会が延期された場合は、1月30日～2月10日に展示)

☆詳しくは、青少年係へ。



ごみの分別・収集にご協力を

円滑な収集のため、ごみや資源は正しく分別し、「資源・ごみの収集カレンダー」を確認して収集日の朝8時30分までにしつけてください。

なお、年末は交通量が一段と増し、ごみの収集が遅れることがあります。速やかな収集に努

めますので、ご理解をお願いします。

☆詳しくは、清掃センターへ。541-342へ。

「ごみの分別を
お願いします。」



身近な環境問題を考える

ごみの焼却

◆屋外でのごみの焼却は原則禁止

ごみの焼却は、一定条件を満たす焼却炉や、伝統行事などでの場合を除き、都条例で原則禁止されています。

これは、ダイオキシン類などによる健康や生活環境への被害を防止するためです。

◆焼却炉での焼却を規制

焼却炉は、焼却能力などの規模と、ばいじんやダイオキシン類の排出量が、都条例や法律で規制されています。

また、排出されるガスに含まれるダイオキシン類などの

濃度を年1回以上測定し、知事へ報告することになっていきます。

◆近隣に配慮し、快適な生活環境の維持にご協力を

「ごみや落ち葉などは、焼却すると悪臭がしたり洗濯物に汚れが付いたりして、近隣に迷惑がかかることがありますので、焼却を控えてください。

落ち葉やせん定枝などは、市が無料で収集しています(1回で出せる量に制限あり)。「ごみは燃やさず、適正な処理にご協力ください。」

☆詳しくは、環境係へ。